

円から病院代月〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円もっていかれ生活が出来ない旨主張する。

しかしながら、処分庁は、平成〇〇年〇月分の審査請求人の就労収入見込額で算定した同年〇月分の保護費について、実際の収入認定額をもって算定した結果、同月分の保護費に変更が生じたため、同月分の保護費を増額変更するとともに、同年〇月分保護費に上積みする旨通知したものであること、また、その保護費の額に誤りもないことから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、収入申告書を出しても審査請求人にいくら入っているのか分からず処分庁からの書類をみても分からない旨主張するが、保護の決定内容については保護の実施機関である処分庁に質問、相談すべきであり、また、処分庁においては、保護の受給者から質問や相談があった場合は、保護の決定実施の内容等について、保護の受給者自身が理解できるような言葉や表現を用いて丁寧に説明し理解を得るよう努めることが必要である旨付言する。

第4 調査審議の経過

平成29年12月15日	諮問の受付
平成29年12月19日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：平成30年1月10日 口頭意見陳述申立期限：平成30年1月10日
平成30年1月12日	第1回審議
平成30年1月30日	第2回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。
- (3) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすこと

のできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第1条及び第3条の基本原則に基づき、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）を定めている。

- (4) 保護の基準は、生活扶助基準別表第1において、級地区分、年齢区分世帯人員別等に区分した基準生活費等を規定している。この保護の基準は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するに足りるものでなければならないものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的な裁量に委されているものとされる。（昭和39（行ツ）14号、最大昭和42年5月24日）
- (5) 収入額の認定に関しては、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8-3-(1)-ア-（ア）において「官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること」と定められている。
- (6) 次官通知第8-3-(4)において、「(1)のAからUまでに掲げる収入を得ている者については、勤労に伴う必要経費として別表『基礎控除額表』の額を認定すること」とされており、別表において、収入金額別区分により基礎控除額が定められ、収入金額別区分が〇〇〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇〇円までは〇〇〇〇〇〇円、〇〇〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇〇円までは〇〇〇〇〇〇円と基礎控除額が定められている。
- (7) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第10の2の(8)において、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、(中略)当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差しつかえないこと。（この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行うことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を發して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行えば足りるものであること。」と定められている。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成〇〇年〇〇月〇日、処分庁は審査請求人世帯の保護を開始した。
- (2) 平成〇〇年〇月〇〇日、処分庁は、同月の就労収入額を〇〇〇〇〇〇円、必要経費を〇円と見込み、基礎控除額〇〇〇〇〇〇円を差し引いた〇〇〇〇〇〇円を収入認定額（見込み）として計算することとし、平成〇〇年〇月の審査請求人世帯の保護費として、生活扶助基準額に加算額及び住宅扶助額を加えた〇〇〇〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇〇〇円を差し引いた〇〇〇〇〇〇〇円に、前月分の追加支給額〇〇〇〇〇〇円を加えた〇〇〇〇〇〇〇円と決定した。
- (3) 平成〇〇年〇月〇日付けで、審査請求人から同年〇月分の収入が〇〇〇〇〇〇円である旨の収入申告書が提出されたため、同月〇日、処分庁は〇〇〇〇〇〇円から基礎控除額〇〇〇〇〇〇円を差し引いた〇〇〇〇〇〇円を同年〇月分の収入認定額（実績）として計算した結果、同年〇月分の保護費は〇〇〇〇〇〇〇円となり、〇〇〇〇〇〇〇円との差額である〇〇〇〇〇〇円を同年〇月分に追加支給することを決定した。

3 判断

以上より、本件処分について判断すると、本件処分は、上記1の法令等の定めに従い行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。また、審査請求人が自費で行っていると主張する病院代の内容が明らかでなく、医療扶助を行うべきものであると認めるに足る証拠がない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

なお、本件処分の収入認定額に関する事務処理は、保護費の算定において技術的な側面もあり、審査請求人にとってわかりにくいものとなっていることが認められることから、処分庁においては、保護決定内容等について、保護受給者が理解できるような言葉や表現を用いて丁寧に説明し、理解を得るよう努めることが必要であることは、審理員意見書の付言のとおりである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長） 曾和 俊文

委員 中川 元

委員 前田 雅子